

個人番号（マイナンバー）を必ず記載してください。

扶養親族数を記載したら、必ず扶養親族の氏名及び個人番号（マイナンバー）を併せて記載してください。

令和7年度（令和6年分）においては、定額減税が実施されています。該当している者については、減税した金額及び減税しきれなかった金額を必ず記載してください。

非居住者の扶養親族の方がいる場合、必ず区分欄に「○」または「01～04」を記載してください。

⑦														※			
※区分		(受給者番号) 12345												※			
支払者 住所		山梨県甲斐市篠原1番地															
種別		支給金額				給与所得控除後の金額(調査控除後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額			
給料・賞与		6,000,000				4,360,000				3,590,000				0			
(源泉)控除対象配偶者の有無		配偶者(特別)控除の有無		控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数					
有 無		有 無		千円		人		人		人		人					
○		○		380,000		1		1		1		5		1			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額											
内		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円			
⑥		700,000		120,000		50,000		38,500									
(摘要) 前職 (株) 甲斐税務														⑦			
給与 2,000,000円 社会保険料 250,000円 源泉徴収税額 20,000円 令和6年3月31日退職																	
カイ アキ																	
(子) 令和6年10月10日 ○○県△△市□□1番地2																	
「源泉徴収時所得税減税控除済額 ○〇,〇〇〇円」「控除外額 ○〇,〇〇〇円」																	
「非控除対象配偶者減税有」																	
生命保険料の控除の内訳		円		円		円		円		円		円		円			
80,000		100,000		80,000		80,000		100,000									
住宅借入金等特別控除の内訳		円		円		円		円		円		円		円			
1		30		4		1		住(特)		20,000,000							
住宅借入金等特別控除の内訳		円		円		円		円		円		円		円			
200,000																	
(源泉)特別減税の金額		円		円		円		円		円		円		円			
氏名		甲斐 花子		区分		配偶者の合計所得		100,000		基礎控除の額		12		13			
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3															
(フリガナ)		カイ ハルキ		区分		(フリガナ)		カイ アキト		区分		5人目以降の扶養親族の氏名と個人番号					
1 氏名		甲斐 春樹		0		14		氏名		甲斐 秋人		6人目以降の扶養親族の氏名と個人番号					
個人番号		3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4						個人番号		6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7							
(フリガナ)		カイ ナツホ		区分		16歳未満の扶養親族		(フリガナ)		カイ フユミ		区分					
2 氏名		甲斐 夏穂		1				氏名		甲斐 冬美		区分					
個人番号		4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5						個人番号		7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8							
(フリガナ)		カイ サクラ		区分		3		(フリガナ)		カイ モミジ		区分		5人目以降の16歳未満の扶養親族の氏名と個人番号			
3 氏名		甲斐 さくら		5				氏名		甲斐 紅葉		区分		(1)			
個人番号		5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6						個人番号		8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9				11223445566			
(フリガナ)				区分		4		(フリガナ)		カイ ヒマワリ		区分					
4 氏名								氏名		甲斐 向日葵		区分					
個人番号								個人番号		9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0							
未成年者		外国人		死亡退職		災害者		乙欄		本人が障害者その他		専業主婦		中途就・退職			
														受給者生年月日			
														就職 退職 年 月 日 元 号 年 月 日			
														○ 6 5 1 昭和 40 10 1			
支払者		個人番号又は法人番号		0 0 0 0 2 0 1 9 2 1 0 4		(右詰で記載してください。)											
住所(居所)又は所在地		山梨県甲斐市篠原2610番地															

●**給与支払報告書の総括表・区分表の書き方等の注意事項**

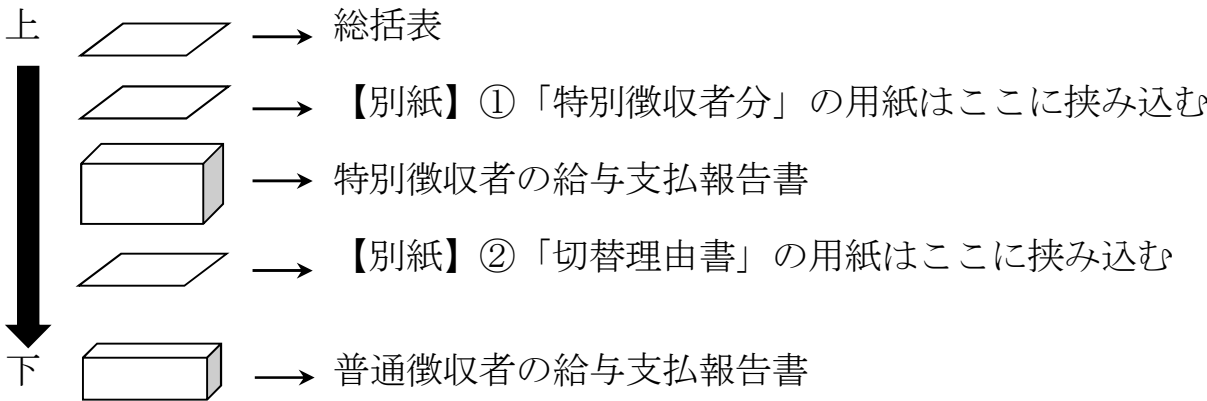
1 **総括表について**

- ・機械で読み込みを行うため、必ず今回送付した「**甲斐市専用**」総括表をお使いください。
- ・会計事務所等に依頼される場合は、「甲斐市専用」総括表を渡していただき、必ず使用していただくようお願いしてください。**一般の総括表で提出する場合も必ず「甲斐市専用」総括表と一緒に提出していただくようお願いしてください。**
- ・総括表に印字されている所在地、名称等の**変更があった場合は赤字訂正してください。**
また、**現在と令和7年度の納入書の要・不要の変更がある場合は赤字訂正した「甲斐市専用」総括表の提出が必要です。**提出された「甲斐市専用」総括表を確認して登録内容を訂正します。
- ・事業所種別が個人の場合は屋号を記載してください。なお、事業所種別が個人の場合、給与支払者の個人番号を記載してください。

2 **区分表（仕切り用紙）について**

- ・総括表に書かれた特別徴収者・普通徴収者の人数と特別徴収・普通徴収に分けた給与支払報告書の枚数が一致するよう、提出前に再度確認してください。
- ・区分表は特別徴収者、普通徴収者を区別するための用紙です。給与支払報告書を提出の際には、**次のイメージ図のとおりに並べてください。**

給与支払報告書提出時のイメージ図



3 **個人住民税の普通徴収への切替理由書について**

- ・山梨県内全市町村で連携して法令に基づく特別徴収に取り組んでいます。
提出された給与支払報告書が普通徴収と記載があっても、切替理由に該当しない場合は地方税法の規定のとおり特別徴収に変更し、5月中旬に送付される特別徴収税額決定通知書には特別徴収対象者として記載され、特別徴収の義務が発生いたしますので予めご了承ください。
- ・光ディスク等媒体で提出する場合は「切替理由書」の添付は不要ですが、「給与支払報告書」の**摘要欄に必ず対応する切替理由項目（普A～普F）を入力してください。**入力がない場合や切替理由にあたらない場合は特別徴収となります。なお、個人や事業所の都合で普通徴収を選択することはできませんのでご注意ください。
- ・**甲斐市で普通徴収への切替理由に該当しないと判断した場合は特別徴収に変更します**が、その旨を各事業所へ随時連絡することは原則ありません。
- ・他都道府県、他市区町村で普通徴収に認められている場合でも、地方税法321条の4において各自治体（市区町村長）において指定すると定められているため、他自治体の徴収状況は切替理由としては該当しません。
- ・普通徴収への切替理由につきましては、同封の「②個人住民税普通徴収への切替理由書」下部記載の「※重要」及び右ページの「切替理由の主な注意点」をよくお読みください。

【切替理由の主な注意点】

普A）「総受給者数（専従者・乙欄・退職者を除いた合計）が2名以下」

- ・甲斐市民のみの人数ではなく給与支払があった従業員全員の人数で判断します。
- ・普C、普Dの理由の該当者も人数にカウントします。

普B）「他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者」

- ・主に働いている他の事業所で年末調整が行われていれば可能ですが、「自分で確定申告をするため」や「年末調整をしない」などは乙欄適用の理由にはならないため選択不可です。

普C）「毎月の給与が少なく、税額が引けない」

- ・給与の支払金額が**93万円以下の収入**であれば選択可能ですが、所得税が非課税だからという理由では選択不可です。（他に給与があって合算すると93万円を超える場合は特別徴収になるため選択不可です。）

普D）「給与の支払期間が不定期」

- ・年俸制、半年払い、日払いなど毎月（月単位）の支払いがない場合のみ選択可能です。

普E）「普通徴収として扱う事業専従者（個人事業主のみ該当）」

- ・家族経営であっても法人として給与を支払った場合は専従者ではありません。

普F）「退職者・退職予定者（5月末日まで）」

- ・退職予定は退職予定日を給与支払報告書の摘要欄に必ず記載してください。
- ・年間契約雇用者については確実に契約更新しないと見込まれる場合のみ退職予定者としてください。

●**電子データ（e L T A X、光・磁気ディスク）による提出について**

- 1 甲斐市ではe L T A X（電子申告）を利用して給与支払報告書が提出できます。自宅や事務所のパソコンから送信でき、郵送などの手間が省けますので、ぜひご利用ください。詳しくはe L T A Xホームページをご覧ください。また、光・磁気ディスクによる提出は給与支払報告書を個別に印刷する手間が省けます。
- 2 **令和6年度からe L T A X（電子申告）を利用して給与支払報告書を提出した場合、特別徴収税額通知（義務者用・納税義務者用）の受取方法として、電子データでの受取が可能になりました。**受取方法は、「電子データ」もしくは「紙」いずれか一方のみとなります。**提出する際は、希望する受取方法に誤りがないか確認してから提出してください。**
- 3 **普通徴収の場合は摘要欄に必ず切替理由を記載してください。**記載のない場合や切替理由に該当しないと判断した場合は特別徴収に変更します。
- 4 **支払額等に前職分が含まれている場合は摘要欄に支払者、退職年月日、金額（支払額・社会保険料・源泉徴収税額）を必ず記載してください。**記載がない場合は、税額算定に誤りが生じる場合があります。
- 5 **光・磁気ディスクで提出する場合は「甲斐市専用」総括表を別途提出してください。**
（1）事業所所在地や名称等変更がある場合は赤字訂正した「甲斐市専用」総括表を提出してください。
（2）現在と令和7年度の特別徴収納入書の要・不要が異なる場合は納入書の要・不要欄のいずれかに○印を付けたうえで「甲斐市専用」総括表を提出してください。
※以上（1）（2）については、提出された「甲斐市専用」総括表に基づき、対応することとします。

●**その他事項**

- 1 **給与支払報告書提出以降から5月までに退職、転勤等の異動があった場合には、速やかに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。**提出がないと市・県民税の誤納付の原因となります。
- 2 令和7年5月中旬に特別徴収事業所に「税額通知書（2種類）」「納入書（年間分）」を送付します。**送付した書類は、すぐに開封し、内容の確認をしてください。通知に記載されている人が既に退職や転勤している場合には、その人の税額等に関係なく異動届を提出してください。**遅くなりますと、個人の支払いに負担がかかりますので遅滞なく提出してください。
- 3 **様式はA5サイズとなっていますので、必ずA5サイズで提出してください。**また、**提出の際は再度個人番号及び法人番号等が記載してあるか確認してください。**
- 4 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、当該親族に係る親族関係書類や送金関係書類の提出（提示）することとなっています。詳しくは国税庁ホームページを確認のうえ、適切な手続きをお願いします。
- 5 給与支払報告書の提出について不明な点等ありましたら、下記問合せ先へご連絡ください。

■**給与支払報告書提出期限…令和7年1月31日（金）**

甲斐市 市民部 税務課 市民税係 電話055（278）1663（直通）